

平成22年4月5日
大臣官房総務課情報公開文書室
(担当・内線 室長 小林 洋子
室長補佐 大村 良平
(電話代表) 03(5253)1111(内線7321)

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告について (本省受付分)

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」につきましては、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなるものであることから、一週間分の集計結果と現時点での対応等を取りまとめましたので、お知らせいたします。

(平成22年3月26日から平成22年4月1日受付分)

別紙

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告(本省受付分)(10/04/05)

厚生労働省に寄せられた国民の皆様の声・集計報告(本省受付分)

平成22年3月26日～4月1日受付分

(単位:件)

組織名	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	計
行政相談室 (各部局に属さないもの)	2	31	2	0	514	0	549
大臣官房	0	0	0	0	1	0	1
統計情報部	0	0	0	0	0	0	0
医政局	0	12	0	0	23	0	35
健康局	0	48	0	0	68	0	116
医薬食品局	0	59	0	0	6	0	65
食品安全部	0	1	0	0	0	0	1
労働基準局	0	268	0	0	77	0	345
職業安定局	0	16	0	0	118	0	134
職業能力開発局	0	10	0	0	14	0	24
雇用均等・児童家庭局	0	97	48	0	635	0	780
社会・援護局	1	87	2	0	25	0	115
障害保健福祉部	0	5	0	0	2	0	7
老健局	0	25	0	0	21	9	55
保険局	0	68	0	0	0	0	68
年金局	0	13	0	0	24	0	37
政策統括官	0	8	0	0	0	0	8
日本年金機構	3	322	5	0	40	0	370
合計	6	1,070	57	0	1,568	9	2,710

国民の皆様の声の内訳

政策・制度立案への提言	938
制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	413
法令遵守違反に関するもの	9
その他	1,350

主な国民の皆様の声は、担当部局別に次ページ以降に添付してあります。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	行政相談室
照会先	相談係長 松浦 洋平(内線7134) (03)5253-1111(代表)

平成22年3月26日～4月1日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	2件	31件	2件	0件	514件	0件	549件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	549件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	<p>[リストラ] ダム建設等の公共事業を全て中止されたため、多くの労働者がリストラの憂き目にあっているのを首相はご存知ですか？ 少しばかりの子供手当で誤魔化されても困ります！ 多くの失業者が出て、家のローンとか支払いが出来なくなれば、子供を満足に育てられなくなります！ 本末転倒だと思います！ お金の苦労をした事の無い方々が政権を取って、考えなしに国政を動かした結果、日本を混乱させ潰すのです！ 民主党にも鳩山さんにも失望しました。期待していただけに残念です。 (官邸に寄せられた国政への意見メール:厚労省、内閣府、財務省、国交省へ転送)</p>		<p>政府へのご意見の中に子供手当の観点も含まれていましたので、官邸から厚労省にメールが転送されました。厚労省としましては、関係省庁と情報を共有するとともに貴重なご意見として政務三役及び省内においても情報を共有しました。</p>
2	<p>[国民意識リサーチセンターの設置を] 民主党鳩山内閣は、様々な新しい事に挑戦しています。しかし、国民の理解を得られなければ、支持率も上がらないし選挙にも勝てません。例えば、子供手当や高校授業料無償化について、国民がどう理解してどのようにして欲しいのか？ 何処が良くて何が悪いのか？ をリサーチして国民意識に近いように変えて行く。迅速な対応が支持率向上の切り札です。無役の議員が選挙区に帰り、リサーチしてくれば済む。これが、「国民意識リサーチ政治」である。絶対支持率が下がらない。早急に、「国民意識リサーチセンター」を民主党内に設けて選挙に備えないと参議院選挙はせいぜい30議席が精一杯でしょう。 (官邸に寄せられた国政への意見メール:厚労省、内閣府、財務省、文科省へ転送)</p>		<p>政府へのご意見の中に子供手当の観点も含まれていましたので、官邸から厚労省にメールが転送されました。厚労省としましては、関係省庁と情報を共有するとともに貴重なご意見として政務三役及び省内においても情報を共有しました。</p>
3	<p>[配偶者控除廃止に大反対] こども手当支給の原資にするため、配偶者控除を撤廃する事に大反対です。全ての子供達に手を差し伸べる事は賛成ですが、子供が欲しくても授からない家庭や、子供が巣立って既におらずに年輩の家庭だけが増税になります。私達年輩者は、子供がいる苦しい時に、このような優遇策を受けていません。こども達は全国民が均等に見なければと言うが、原資はもっと他に見つけるべきです。消費税を真剣に考えても良いのではないのでしょうか。もしこのまま配偶者控除を撤廃すれば、私を含め年輩者の大半は民主党支持・支援から離れ、民主党は惨敗するでしょう。それでも勝てると思っていますか。 (官邸に寄せられた国政への意見メール:厚労省、内閣府、財務省へ転送)</p>		<p>政府へのご意見の中に子供手当の観点も含まれていましたので、官邸から厚労省にメールが転送されました。厚労省としましては、関係省庁と情報を共有するとともに貴重なご意見として政務三役及び省内においても情報を共有しました。</p>
4	<p>[いろいろ] 残念です。政権交代をして住みやすい国になり、景気を良くしてくれると思いきや、子供手当で子供手当の一邊倒...。郵政では民間銀行の首を絞める事をやりだす始末。本当に国民の事を考えていますか？ 期待していたのにとっても残念です。 (官邸に寄せられた国政への意見メール:厚労省、財務省、総務省、日本郵政へ転送)</p>		<p>政府へのご意見の中に子供手当の観点も含まれていましたので、官邸から厚労省にメールが転送されました。厚労省としましては、関係省庁と情報を共有するとともに貴重なご意見として政務三役及び省内においても情報を共有しました。</p>

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
5	<p>【新たな税収源】 宗教法人へ法人税を課すべきです。非課税を隠れ蓑に、休眠宗教法人の売買市場が出来たり、宗教法人との取引を税金逃れに利用するような悪質な企てがあります。年間自殺者3万人が11年も続くことに対して、宗教法人の当事者意識が感じられません。課税により、子供手当の財源捻出と、悪質な事案に対して税務調査により追跡が可能になり、抑止効果が生まれると思います。 (官邸に寄せられた国政への意見メール:厚労省、内閣府、財務省、文科省へ転送)</p>		<p>政府へのご意見の中に子供手当等の観点も含まれていましたので、官邸から厚労省にメールが転送されました。厚労省としましては、関係省庁と情報を共有するとともに貴重なご意見として省内において情報を共有しました。</p>
6	<p>【現場主義を徹底すれば、世論の反発など起こり得ない】 例えば、大企業の営業店の最前線にいれば、当該企業が社会からどのような評価を得ているか、競合他社の動向や取引先そして顧客の反応などから痛いほどよく分かるものです。決算で数字が出る前に分かるものなのです。逆に言えば、数字が出てからでは手遅れなのです。国家経営も同じだと考えます。完全失業率や新卒の就職内定率、1人あたりのGDPや貧困率といった経済指標が出た時には、既に手遅れであると同時に数値が示す以上に事態は深刻であることを認識しなければなりません。問題解決のヒントは常に現場にあり、数字が出てから議論を始めても手遅れなのです。 (官邸に寄せられた国政への意見メール:厚労省、内閣府、財務省へ転送)</p>		<p>政府へのご意見の中に雇用の観点も含まれていましたので、官邸から厚労省にメールが転送されました。厚労省としましては、関係省庁と情報を共有するとともに貴重なご意見として省内において情報を共有しました。</p>
7	<p>【国民の期待への逆行】 国の財政が火の車で消費税の引き上げの話が出てきているときに、郵政関連の会社間の消費税が免税になるというのは、全く賛同できません。高い失業率が改善されない中で10万人もの非正規社員の正社員化や、民間銀行への圧迫となる預入限度額拡大など、これほど民間との差別化を図るのなら、衆議院を解散して民意を問うべきです。 (官邸に寄せられた国政への意見メール:厚労省、内閣府、財務省、総務省、日本郵政へ転送)</p>		<p>政府へのご意見の中に雇用の観点も含まれていましたので、官邸から厚労省にメールが転送されました。厚労省としましては、関係省庁と情報を共有するとともに貴重なご意見として政務三役及び省内においても情報を共有しました。</p>
8	<p>【政権が移譲しても変化無し！】 オイオイ！何時になれば不況から上向いてくるんですか？今テレビでニヤニヤした菅が映ってましたが、そんなんじゃどうしようも無いのでは！公共事業に予算注入して底上げしてもらわないと、首括る人が増えるし我々職人は火の車ですよ。あなたがたは、税金から月給貰ってる公僕なら、民間のように泥水嚙る覚悟くらい持ってもらいたいものです。とにかく仕事くれ！仕事だよ！仕事！ (官邸に寄せられた国政への意見メール:厚労省、内閣府、国交省へ転送)</p>		<p>政府へのご意見の中に雇用の観点も含まれていましたので、官邸から厚労省にメールが転送されました。厚労省としましては、関係省庁と情報を共有するとともに貴重なご意見として政務三役及び省内においても情報を共有しました。</p>
9	<p>【軍事費は減らせないでしょうか】 2010年度防衛費は4兆7千億円だそうです。他の国よりかなり少ないみたいですが、憲法で戦争を放棄している国に必要でしょうか。今、他国から攻撃されるのですか。税金が沢山ある時ならまだしも、国債に収入を頼っている今、福祉、子育て、医療を優先する時だと思います。新しい戦闘機やその類の物の購入を何年か控えて国債を償還して無駄を省いた後、また増やしても良いと思います。維持費だけにしたいです。 (官邸に寄せられた国政への意見メール:厚労省、内閣府、財務省、防衛省へ転送)</p>		<p>政府へのご意見の中に子育て及び医療の観点も含まれていましたので、官邸から厚労省にメールが転送されました。厚労省としましては、関係省庁と情報を共有するとともに貴重なご意見として省内において情報を共有しました。</p>
10	<p>「国民の皆様の声」の行政相談室分は、大分類がすべて「その他」で、「貴重なご意見として拝聴しました」となっている。これは貴重な意見を聞き流しているか、貴重な意見を止めているのではないか。行政相談室分はメールの件数が多いが、国民の貴重な意見なのだから全て公表すべきだ。今までの分についても貴重な意見が埋もれていないか見直したほうがいいのではないか。また、対応欄の分類は「組織で共有」にすべきである。(電話)</p>		<p>厚労省で受け付けたメールについては、内容を全て確認し、担当部局に回付している旨をご説明しました。受け付けたメールの中には厚労省所管外のもの多数含まれており、これを行政相談室分のメールの件数に計上していることをご説明し、ご指摘の対応欄の分類については「組織で共有する」に変更させていただきました</p>

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	医政局
照会先	指導課経営指導係(内線2553) 指導課計画係(内線2557) 看護課総務係(内線2596) 医事課総務係(内線2566)

平成22年3月26日～4月1日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	0件	12件	0件	0件	23件	0件	35件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	21件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	14件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	厚生労働省HP「病院経営収支調査年報」の「(参考資料)医業収益の状況」レーダーチャート表9,10について、2004年度以降のものは掲載していないのか。 また私立大学附属病院について同様のデータは掲載していないのか。		「病院経営収支調査年報」は2004年度から「病院経営管理指標」に変更になった旨をご説明しました。 また、合わせて「病院経営管理指標」では表9,10のようなレーダーチャートは掲載していないこと、また私立大学附属病院は調査対象に含まれていないことを、ご説明いたしました。
2	「地域完結型医療」という言葉の定義は、何か規定等はあるのか教えて欲しい。		「地域完結型医療」という言葉の定義は法律等により規定されているものではないが、医療機関相互の役割分担や連携によって地域全体で切れ目なく必要な医療が提供される体制について表現されることが多いと、ご説明しました。
3	今年2月に看護師と保健師を受験しました。試験結果は保健師は合格しましたが看護師試験に不合格だった。 来年の国家試験では、また保健師と看護師を併願して受験する必要があるのか。		保健師の国家試験については、1度合格すれば、再度受験しなくても、看護師国家試験を合格すれば取得できるので、保健師の合格通知は大事に保管していただくようにご説明しました。
4	平成22年度開校の看護師等養成所の一覧のホームページ掲載場所を教えて欲しい。		厚生労働省ホームページのトピックス一覧の医政局の中に掲載しております。 http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/12/t01225-1.html
5	医療について相談をしたいが、行政機関として対応可能な機関はないのか。		各都道府県に設置されている医療安全支援センターで相談を受け付けている旨をご説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	健康局
照会先	健康局総務課 榎本 芳人(内線2313) (ダイヤルイン03-3565-2077)

平成22年3月26日～4月1日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	0件	48件	0件	0件	68件	0件	116件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	64件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	52件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	引越予定で保険証を書き換えていないのですが、他県でワクチンの接種は可能でしょうか。		保険証を書き換えていなくても、他県での予防接種は可能です。また、住民票と異なる地域であっても、国と契約した受託医療機関であれば、国内どこでも接種を受けられます。 ただし、低所得者等に対する接種費用の負担軽減措置については、住民票のある市町村と相談する必要があります。
2	全面禁煙はやりすぎではないか、また、喫煙者をいじめるようなことはやめてほしい等受動喫煙対策に関する反対意見。		今後のたばこ対策等の検討の際に参考にさせていただくため貴重なご意見として拝聴いたしました。
3	JTが発売する予定の無煙たばこは本当に無害なのですか。		煙が出ないとしても、吐く息にもニコチンが含まれるのであれば禁煙スペースで吸うことには問題があると考えている旨回答いたしました。
4	原爆症認定の審査について、申請しているが認定状況はどうなっているか。		随時審査を行っているところであり、審査には時間を要しているが審査基準の見直しや審議会開催回数増などにより対応している旨説明いたしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	医薬食品局
照会先	書記室管理係長 茂木 匡哉(2704)

平成22年3月26日～4月1日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	0件	59件	0件	0件	6件	0件	65件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	65件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	C型肝炎とB型肝炎はどういう違いがあり、どういう原因で感染するか。治癒するのか。 (同様のご意見が5件あり)		C型肝炎は、感染してから慢性肝炎、肝硬変、肝がんといった病気になりやすいのに比べ、B型肝炎はこうした病気にならないことが多いこと、また、B型肝炎の方が感染力が強い旨、ご説明いたしました。 また、治療法としては薬物療法(インターフェロン療法)などを用いる抗ウイルス療法となどをご説明し、詳しくは医師にお尋ねいただくようにご説明いたしました。
2	肝炎検査を受けるにはどうすればよいのだろうか。 (同様のご意見が5件あり)		ご住所をお聞きし、最寄りの自治体の保健所の連絡先をご案内しました。 (平成22年度においても、保健所での検査に加え、各自治体が委託する医療機関での無料の検査を行っていますが、検査の日程や場所、手続などが、自治体によって異なりますのでお住まいの保健所などにお問い合わせいただくようお願いいたしました)。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

平成22年3月26日～4月1日受付分

部局(課室)名	食品安全部
照会先	企画情報課 総務係長 嶋田敏志(内線2450) 調整係長 瀬戸裕之(内線2452) (ダイヤルイン 03-3595-2326)

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	0件	1件	0件	0件	0件	0件	1件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	1件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	添加物の安全性試験(動物実験)には、ラットやマウスを用いられているようであるが、もっと大型のほ乳類で検証すべきではないか。 また、実際に行われている動物実験についても、28日間や90日間の反復投与毒性ではなく、1～2年以上の長期試験を義務化すべきではないか。世界的に義務化されていなくとも、日本が率先して実施して欲しい。		・添加物の指定及び使用基準の設定に関する手続き等について説明しました。 ・食品添加物の毒性試験の実施については、国際的なガイドラインに準拠して行われているものであることを説明しました。
2			
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	労働基準局
照会先	総務課 監察官 小城 英樹(内線5586) 広報係長 林田 淳一(内線5582)

平成22年3月26日～4月1日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	0件	268件	0件	0件	77件	0件	345件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	5件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	340件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	将来に夢を持てるような国作りをするためにも、労働環境の改善(サービス残業をさせないことや有休の完全消化等)は必要不可欠です。 企業に労働基準法の遵守を求めていてもらいたい。		現在の会社の労務管理上の問題点について、管轄の労働基準監督署にへ相談するようアドバイスいたしました。
2	有給休暇が取りにくい労働環境です。 改善してもらわなければ少子化は進む一方だと思います。 有給休暇買取禁止だが買取も可能にすれば、家計にお金が現金ではいるからとてもいいことになるのではと思います。		年次有給休暇は、労働者を休養させることにより、労働者の心身の疲労を回復させる等を目的としていることについて丁寧に説明しました。また、国の制度を変えてほしいとのことでしたので、貴重なご意見としてお伺いしました。
3	毎日残業で帰宅が遅すぎる、日本の会社は人を働かせすぎだ。もっと労働時間を厳しく規制してほしい。		ご意見としてお伺いした(匿名のメールであったため、返信は不可能でした)。
4	息子の会社は水産市場の零細企業だが、日曜日と第2・第4水曜日しか休日がなく、ゴールデンウィーク等も連休は2日までしか取れない決まりになっている。大企業でも零細企業でも同じ基準で週休2日や連休が取れるようにするべきではないか。		現行の労働時間制度(40時間制及び44時間制)・休日制度についてご説明し、個別事業場への指導については監督署のご案内を行いました。また、国の制度を変えてほしいとのことであったので、貴重なご意見としてお伺いした。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
5	タバコの有害性については、広く知られているのに、受動喫煙防止対策を行っている職場はまだ少数です。より一層の受動喫煙防止のために法令で罰則を設け、厳しく対応していただきたい。		現在厚生労働省において開催されている「職場における受動喫煙防止対策に関する検討会」に対する貴重なご意見として承りました。
6	事務所が分煙されていないので、ヤニくさくてたまりません。また、肺ガンなどの健康被害も心配しています。		現在厚生労働省において開催されている「職場における受動喫煙防止対策に関する検討会」に対する貴重なご意見として承りました。
7	労災請求に係る書類の提出について、監督署に行くようにと言われたが、自宅が遠方なので監督署へ行くのは手間がかかるので負担がかからない方法で対応してもらえないのか。		郵送でも受け付けることができる旨を説明し了解を得た。 また、労働局へ、当該相談者に対し懇切・丁寧に説明するよう指示した。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

平成22年3月26日～4月1日受付分

部局(課室)名	職業安定局
照会先	公共職業安定所運営企画室 室長 荒牧英雄(内線5735) 広報担当官 和田史絵(内線5682) (直通03 - 3593 - 6241)

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	0件	16件	0件	0件	118件	0件	134件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	27件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	67件
	法令遵守違反に関するもの	6件
	その他	34件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	ハローワークの担当が企業に対して積極的に求人へのアプローチをするなどして、ハローワークの求人情報を増やしてほしい。		現在ハローワークでは求人開拓推進員を増員し、企業訪問回数を大幅に増やしています。また、各ハローワークの所長を先頭に企業、事業主団体への求人要請もを行っているところです。引き続き求人確保のため努力してまいります。
2	履歴書や職務経歴書を返却してくれない会社、応募者に無断で処分してしまう会社があるので注意してほしい。		ハローワークでは、求人企業に対して、原則として応募書類は返却するよう要請していること、事情により返却できない場合には、あらかじめ求人票にその旨を記載するよう指導していることを説明しました。また、応募書類の返却が遅れている場合に、求人企業に督促していることなども説明しました。
3	ハローワークが社会保険未加入の企業からの求人を受け付けないのは納得できない。		社会保険の加入は法令上義務づけられている事項であり、また、求職者の方にとって社会保険の加入は重要な労働条件であります。加入手続きしていない企業の求人は法令違反にあたるため、受理することはできないことをご説明いたしました。
4	求人票の記載事項は求職者にとって重要な情報なので、ハローワークで受け付ける際にしっかりと確認してほしい。		ハローワークでは、求人情報が正確なものとなるよう事業主への確認に努めています。求人票の内容と実際の採用条件とが異なっている場合は、ハローワークから事業主に対し確認し、求人内容の修正等の指導を行うこととしております。
5	会社をやめたが、雇用保険の離職票をすぐに書いてもらえない。(具体的な企業名の記載あり。)		離職票は退職日の翌日から起算して10日以内に作成することとされていますが、企業の事務手続きの都合等により遅れている可能性があるため、ハローワークにご相談いただきたい旨説明しました。また、いただいた情報を労働局に伝え、調査を指示しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	職業相談の待ち時間が長いので、改善してほしい。		待ち時間の短縮を図るため、相談窓口数の増設や専門窓口を作るなどの対応を行ってきたところです。 いただいたご意見を労働局に伝えるとともに、今後とも待ち時間を短くするための取り組みを検討してまいります。
7	仕事をしているにもかかわらず、失業給付を受給している人がいるので、調査してほしい。(具体的な情報あり。)		いただいた情報を労働局に伝え、調査を指示しました。
8	雇用保険未加入の会社があるので調査してほしい。(具体的な企業名の記載あり。)		いただいた情報を労働局に伝え、調査を指示しました。
9	偽装請負している会社があるので調査してほしい。(具体的な企業名の記載あり。)		いただいた情報を労働局に伝え、調査を指示しました。
10	ハローワークが扱っている派遣・請負の求人票には、職種欄に(派)や(請)と記載される事となっていますが、徹底されていない。明らかに派遣会社による派遣求人等はしっかり求人を受け付ける際にチェックをし、確認してほしい。そして派遣求人なら(派)と、請負求人なら(請)と記載してほしい。(具体的な企業名の記載あり。)		ハローワークでは、求人情報が正確なものとなるよう事業主への確認に努めている旨ご説明いたしました。また、いただいた情報を労働局に伝え、調査を指示しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	職業能力開発局
照会先	総務課 課長補佐 尾田 進(内線5907) 総務係長 大原 竜太(内線5911) (ダイヤルイン03-3502-6783)

平成22年3月26日～4月1日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	0件	10件	0件	0件	14件	0件	24件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	2件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	14件
	法令遵守違反に関するもの	2件
	その他	6件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	厚生労働省のホームページにおいて、「独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案要綱」の諮問・答申が行われた旨の資料が掲載されていたが、閣議決定はいつ頃を予定しているのか。		4月上旬に行われるよう準備を進めているところである旨を説明しました。
2	訓練・生活支援給付については、就職が困難である30～40代を対象にすることとし、20代はアルバイトをしながら職業訓練を受講すべきである。		依然として新規学校卒業者の雇用失業情勢が厳しい中、新規学卒未就職者などを含む20代の方々が、就職のために必要な職業訓練を安心して受講いただくため、訓練・生活支援給付の支給は必要不可欠と考えています。
3	訓練・生活支援給付を受給しながら職業訓練を受講したいが、厚生労働省のホームページ等で見られるか。		訓練・生活支援給付の制度内容や支給要件が掲載されているホームページを御案内しました。
4	独身で両親とともに暮らしているが、訓練・生活支援給付の「主たる生計者であること」とする要件には該当しないため、この給付を受けることができない。税金を払っているのだから対象にしてほしい。		訓練・生活支援給付は、雇用保険を受けられない方などであって、御家族の経済的支援を受けることが難しい方が安心して職業訓練を受講できるようにするための制度です。 このため、御両親とともに暮らされ、「世帯の主たる生計者」に該当しない場合には、本給付の受給はできません。
5	新聞やホームページに、無料で職業訓練を受講でき、生活費が受けられる制度について掲載されていたが、これらの制度を利用するにはどうすればよいか。		制度の概要を説明したうえで、まずは最寄りのハローワークにて相談いただくよう御案内しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	緊急人材育成支援事業における職業訓練は、IT技術に関するものが多いが、最近のパソコンは操作が容易になっているのだから、パソコンばかりではなく、他の職種の職業訓練も充実させてほしい。		緊急人材育成支援事業の職業訓練においては、職種にかかわらず再就職に必要な基礎的IT技術に関する職業訓練の充実も図っていますが、併せて、医療や介護・福祉等の今後雇用の吸収が見込まれる分野における職業訓練についても充実することとしており、引き続き、これらの職業訓練の開拓に努めてまいります。
7	緊急人材育成支援事業における職業訓練の選考に漏れてしまった。志望動機は十分と考えているが、ほかにはどのような基準で選考しているのか。		職業訓練の選考については、現在有する技能、知識、適性等の状況から判断して、職業訓練を受講することが再就職のために必要であること、その職業訓練を受けるために必要な能力を有すること等により行う旨を説明しました。
8	緊急人材育成支援事業の職業訓練の受講機会を増やそう、もっとコースの開拓を進めてほしい。		当省及び関係機関において連携し、基金訓練実施先の開拓を行っている旨の説明をしました。昨年7月末の事業開始以来、3月30日現在で、認定した訓練コース数は約5千5百コース、訓練定員数は約11万人となっており、着実に実績を伸ばしているところです。
9	訓練・生活支援給付の支給要件は満たしていないが、緊急人材育成支援事業による職業訓練は受講できるのか。		訓練・生活支援給付の支給要件を満たさなくとも、職業訓練を受講することが再就職のために必須であること等により、ハローワーク所長のあっせんを受けた上で、緊急人材育成支援事業による職業訓練の受講は可能である旨を説明しました。
10	当大学において、文部科学省の「社会人学び直しニーズ対応教育推進プログラム」を実施しており、プログラム修了者には履修証明書とともにジョブ・カードを交付しているところであるが、今後、ジョブ・カードはどうなっていくのか(大学職員の方からの質問)。		昨年末に政府として取りまとめた「新成長戦略(基本方針)」の中に、2020年までにジョブ・カード取得数300万人という目標が掲げられており、それに向かって更なる普及を図っていきます、と回答しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

平成22年3月26日～4月1日受付分

部局(課室)名	雇用均等・児童家庭局
照会先	雇用均等・児童家庭局総務課長補佐 重元博道(内7817) 電話:03-3595-2491 FAX:03-3595-2668

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	0件	97件	48件	0件	635件	0件	780件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	701件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	2件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	77件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	・外国人に子ども手当を支給すべきではない。 ・子ども手当自体を行うべきではない。 ・子ども手当に税金をつぎ込まないで欲しい。		貴重なご意見として承りました。
2	不妊治療については、高額な費用がかかるため、保険適用をして欲しい。不妊治療を受けたい人の声を受け止めて欲しい。		・特定不妊治療(体外受精、顕微授精)については、都道府県等を窓口とした助成事業がある旨をご説明いたしました。 ・貴重なご意見として承りました。
3	DV防止法により妻が保護されたのは、突然家族がいなくなり、まるで拉致問題のようだ。実際には暴力などなかったのに、DV防止法が悪用されている。		現在のDV防止法は被害者の安全と保護支援を目的としていることについてご説明しました。いただいたご意見は、当事者からの貴重な意見として関係省庁とも共有します。
4	育児のための短時間勤務制度について、子が3歳までしか利用できないと保育園のお迎えに間に合わず仕事が続けられない。子が小学校入学まで、可能ならば小学校卒業まで延長してほしい。		貴重な意見として承りました。
5	育児のための短時間勤務制度について、短縮した時間分も有給にすることを法律で義務づけてほしい。		貴重な意見として承りました。
6	子どもを殺した親が数年で刑務所から出てくる。子どもにも人権はあるのだから、虐待をした親を厳しく処罰するような法律にすべき。		貴重なご意見として承りました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	社会・援護局(社会)
照会先	社会・援護局総務課 課長補佐 大武 喜勝(内線2813) 社会・援護局書記室 管理係長 佐藤 敏彦(内線2803)

平成22年3月26日～4月1日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	1 件	87 件	2 件	0 件	25 件	0 件	115 件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	12 件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	7 件
	法令遵守違反に関するもの	0 件
	その他	96 件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	新聞で住宅手当に関する記事を見かけたのだが、どこが窓口なのか、支給期間の3ヶ月延長、収入要件の緩和はいつからなのか教えてもらいたい。	①	住宅手当の趣旨、支給要件、支給額、お住まいの自治体における担当窓口等についてご説明しました。支給期間の3ヶ月延長および収入要件の緩和については、4月1日から実施いたします。
2	生活保護受給者については、働けるのに働かないで遊んでいる人がいる。生活保護の基準が高すぎるのではないか。職がなくて働けない人については、就労以外の社会的な活動等をしてもらうなどの対応があってもよいのではないか。	④	ご意見としてお伺いしました。 なお、生活保護受給者の就労支援については、福祉事務所に配置している就労支援員による支援やハローワークとの連携による就労支援事業を推進するなど、個々の世帯の状況に応じたきめ細かな形での就労支援に取り組んでおります。
3	生活保護費は低額である。もっと金額を引き上げるべきではないか。	④	ご意見としてお伺いしました。 生活保護基準のあり方については、ナショナルミニマム研究会での議論も踏まえて今後考え方を整理していく予定でございます。
4	介護福祉士の受験資格取得に係る実務経験ルートにおいて6月の養成課程の受講が必要となるのは何年度の試験からとなるか教えてほしい。加えて、働きながら受験資格を取得できるように受講料等の受講生にかかる負担軽減策を充実させて欲しい。	① ③	現在、当該ルートでの受験に関しては調整中であることをお伝えしたうえで、平成24年度の試験より受講が必要となる旨を説明し、ご了解いただきました。また、ご要望については貴重なご意見として拝聴しました。

(主な国民の皆様の声)

5	第22回介護福祉士国家試験に関して、会場の空調の効きにむらがあるので改善をお願いしたい。	⑤ 貴重なご意見として拝聴し、次年度以降の試験にて活かしていきたい旨をお伝えしました。
6	介護福祉士及び社会福祉士の資格取得方法について、どのような取得方法があるのか教えてほしい。	① 士士法に基づく各資格取得ルートについて詳細を説明し、ご了解いただきました。
7	社会福祉法に基づく社会福祉主事任用資格の取得方法について教えてほしい。	① 社会福祉法に基づく資格取得方法について詳細を説明し、ご了解いただきました。
8	社会福祉法人の指導監督に係る法令上の規定について、教えてもらいたい。	① 社会福祉法上の社会福祉法人の指導監督に係る規定の構成や所轄庁の権限等について、説明いたしました。
9	生活福祉資金において税金滞納分の借入れができないのはなぜなのか。	① 生活福祉資金の制度、滞納分の借入れができない理由等について、丁寧にご説明しました。
10	民生委員は国の職員なのか、地方の職員なのか。「委嘱」とはどのような意味なのか。自分の意思に反して民生委員を解嘱された場合は、不服申し立てはどこに対して行うのか。	① 民生委員は特別職の地方公務員であり、委嘱とは上下関係のない者に対して依頼をする際に用いられる言葉です。 ④ 民生委員法上、地方社会福祉審議会は本人から意見をきいた後でなければ解嘱の審査ができないこととなっており、この際に異議の意見を出していただくこととなります。
11	消費生活協同組合において実施している共済事業の契約者より、当該組合と契約者との間での共済金支払いに関するご相談。	④ 室内でご相談内容について情報共有し、対応について検討しました。 ⑤ 検討後、当該組合に対して、契約者に対して真摯なご説明をするように伝え、ご相談内容を報告しました。

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③政策・制度の改善等を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する、⑤その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

平成22年3月26日～4月1日受付分

部局(課室)名	社会・援護局障害保健福祉部
照会先	【企画課】 課長補佐 矢田貝 泰之(内線3011) 主査 山田 大輔(内線3016) (ダイヤルイン 03-3595-2389)

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	0件	5件	0件	0件	2件	0件	7件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	4件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	1件
	その他	2件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	自立支援医療の負担について非課税の人ばかりではなく、非課税との境界でギリギリの生活をしている人のことも考えてほしい。		ご意見として受け止めました。現在、所得に応じた軽減措置を講じているとともに、自立支援法に代わる新たな制度について、障害のある方等関係者のご意見を伺いながら、検討を進めています。
2	裁判では原告が勝訴したと聞いたが、自立支援法はいつ廃止されるのか。		原告の勝訴ではなく、裁判上の和解を行うものです。和解に向けた基本合意において、平成25年の夏までに新たな制度をつくるとしており、現在、「障がい者制度改革推進会議」において、新たな制度創設に向けて検討しているところです。
3	自分の子どもは知的障害者で、現在施設に入っている。国から施設へお金が支給されているのに、入所者に負担させるのはおかしい。 国から施設へ支給するお金も減らすべきだ。		食費や光熱費についてを利用者の方に負担いただいておりますが、軽減措置を設けている旨説明しました。
4	自治体の財政が厳しいならば、国が金を出すような政策をしてほしい。子ども手当でもいいけど、高齢者や障害者の事も考えて下さい。		障害者自立支援法が創設された際に、障害福祉サービスに係る国の支出について、義務的経費としたところですが、今後の障害福祉については「障がい者制度改革推進会議」等で検討していきます。
5	今まで最も犠牲を強いられてきた障害のある方に対し、新しい政権になって、どのような形で救済の手を差し伸べることができるのか、あるいは依然として合理的な配慮が尽くされることがなく現状維持にとどまることになるか、障害者制度改革に注目している。		「障がい者制度改革推進会議」において、障害者に係る制度の改革について議論されているところですが、障害のある方等関係者のご意見を十分に伺いながら、障害者自立支援法に代わる新たな制度創設に向けた検討を進めてまいります。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	地域で生活する障害者であって、障害のために就労できない者に対して、生活費などを補助する制度は障害年金以外にないのか。新たに補助制度をつくるべきでないか。		障害年金の他、生活保護等の制度があることや、障害者の就労支援にも力を入れている旨を説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	老健局
照会先	総務課企画官 藤原朋子(内線3911) 総務課企画法令係 鈴木敦士(内線3919)

平成22年3月26日～4月1日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	0件	25件	0件	0件	21件	9件	55件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	16件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	39件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	介護保険の認定を受けている人が入院した場合、介護保険と医療保険のどちらの適用を受けるのですか、という質問をいただきました。		医療機関に入院した場合には、原則、医療保険により給付がなされること、ただし、入院先が介護療養型医療施設の場合は介護保険により給付がなされる旨説明しました。
2	一般の方・事業者の方から都市型ケアハウスの基準を知りたいとのご質問をいただきました。		インターネットの官報掲載サイトを紹介し、3月31日号外(第68号)に、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(同四六)が掲載されていることを回答しました。
3	施設のケアマネージャーの方から、介護付有料老人ホームにおける特定施設サービス計画書の同意日の考え方についてご質問をいただきました。		指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の第184条第4項において、「あらかじめ、利用者その家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得なければならない」とあり、サービス実施前または実施日において、同意の証明が必要になる旨説明しました。
4	事業者の方より、介護老人保健施設において、個別リハビリテーション実施加算を算定できるかとの照会をいただきました。		利用定員とは通所リハビリテーション事業所において同時に通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいうものである旨説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
5	都道府県の方より、通所リハビリテーションの運営規程において利用定員を記入することとなっているが、具体的には何を記入すればよいのかとの照会をいただきました。		利用定員とは通所リハビリテーション事業所において同時に通所リハビリテーションの提供を受けることが出来る利用者の数の上限をいうものである旨説明しました。
6	一般の方から100歳高齢者の人数を知りたいとのご質問をいただきました。		厚生労働省のホームページに係る資料が掲載されている旨を説明した上で、平成21年度に100歳になられる方は21,603人いらっしゃることを回答しました。
7	事業者の方より、通所リハビリテーションの定員超過減算については月の平均で定員を超過した場合に減算となるのかとの照会をいただきました。		御照会につき、その通りである旨回答いたしました。
8	40～64歳までの方(第2号被保険者)の介護保険料はどのように決まるのですかという質問をいただきました。		医療保険者ごとに、告示で定められた保険料の見込額・被保険者数・標準報酬月額等を基に保険料率を設定しており、その率を収入に乗じることで保険料額を算定している旨説明しました。
9	なぜ介護保険料を支払わなければならないのか、という質問をいただきました。		介護保険制度は、加齢に伴って誰もが抱える介護リスクを社会全体で支え合うという社会保険制度として創設され、本人の介護リスクや老親を介護する負担の軽減という観点から40歳以上の方を被保険者としており、必要な介護サービスの給付を行うために保険料を御負担いただいている旨説明しました。
10	有料老人ホームの入居者のご家族の方から、施設が管理規定違反や介護記録の改竄を行っており、今まで何回か地方公共団体へ相談するも納得の得られる回答が得られない。また、施設が入居している母親に面会させてくれない。こうした施設や公共団体へ指導監督して欲しい旨のご質問をいただきました。		施設に対する指導監督権限は都道府県にあるため、公共団体の担当者へ相談内容を伝達するとともに、ご本人へその旨を回答しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	保険局
照会先	成松課長補佐(内線3216)

平成22年3月26日～4月1日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	0件	68件	0件	0件	0件	0件	68件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	1件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	7件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	60件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	「緊急入院した夫を早く家に引き取れ」と入院先の医療機関からいやがらせを受けている。病院側にはケースワーカーもいるが、報酬がもうからなくなるから早く出て行って欲しいと看護師、担当医が結託して圧力をかけてくる。自分は眼がみえなくなっていて引き取りたくても引き取れない。医療機関の対応があまりにひどいと思っているが、処罰できないのか。		診療報酬上、処罰の制度はない旨を説明し、ケースワーカーも医療機関側にいらっしゃると伺ったので、そちらで探していただくよう働きかけてもいいのではないかと提案しました。本日の電話は医療機関の施策に対する意見として役立てていただきたい旨承った為、省内で共有する旨をお伝えしました。
2	4月1日より地域医療貢献加算が診療報酬上、評価されるが、どういった目的なのか。(診療所の医師であるという方からの照会です。)		地域医療貢献加算は、患者が地域で安心して医療が受けられるようにすることを目的とし、地域の身近な診療所において、患者からの夜間・休日等における問い合わせ等に対応することを評価するためである旨を説明しました。
3	アスベスト肺がんにかかった患者に対し労災保険の給付を行う際の業務上認定が非常に厳しいため、健康保険の保険者の財政に悪影響を及ぼしている。胸部X線の再読影など、業務上災害の発見につながる手法を保険者に周知して、保険給付の適正化に努めるべきではないか。		保険者としてもレセプトの点検などを通じて保険給付の適正化に努めていると説明し、業務上災害の発見につながるような手法については参考にさせていただく旨返答しました。
4	第三者行為によって生じた傷病により療養に服していた。民間の損害保険からは休業補償を受けていたが、この休業補償を受けていることを理由に傷病手当金の支給申請を保険者から断られた。保険会社から休業補償を受けていると傷病手当金の支給を受けられないのか。		健康保険法第108条には、傷病手当金と併給調整が行われる給付が列挙されていますが、民間企業が提供する所得補償保険は併給調整の対象外ですので、傷病手当金の支給が受けられると考えられる旨説明しました。
5	療養のため休業していた。休業期間中事業主から休業補償を受けていたが、休業補償期間が終わると同時に退職した。このとき、健康保険組合からは、退職後に健康保険法第104条に基づく傷病手当金の継続給付は受けられないとの連絡を受けた。本当に傷病手当金の継続給付は受けられないのか。		健康保険法第104条に基づく傷病手当金の継続給付は、被保険者資格喪失の際に傷病手当金の受給権があればよく、必ずしも実際に傷病手当金の支給を受けている必要は無い旨説明し、当該組合の取扱いを是正するため厚生局に指導を依頼しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	平成22年度から後期高齢者医療保険の保険料が高くなったことへの不満。		平成22年度に保険料が上昇した要因及び、上昇を可能な限り抑制するため、国として講じた措置を説明しました。
7	年齢階級別の受診人数(延べ患者数ではなく、レセプトの名寄せをしたベース)について調査し公表すべき。		老人保健制度では事業月報等に月単位で御指摘のデータを掲載している。平成20年度からは、医療給付実態調査を行うことにより、全医療保険制度で、御指摘のデータの基礎データを把握できることになったため、御指摘のような集計・公表を行うことを検討している旨説明しました。
8	出産育児一時金の直接支払制度の実施を猶予している医療機関は、まとまった現金を準備できない患者の相談にのってくれるか。		直接支払制度の実施を猶予している医療機関において、出産費用をあらかじめ用意できない等により支払いが困難な妊婦さんに対しては、個別に直接支払制度に対応するか、保険者による出産費用の貸付や、都道府県社会福祉協議会による生活福祉貸付を受けられるよう、制度の説明や申請の支援等の便宜を図るかいずれかの対応をとって頂くこととしています。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

平成22年3月26日～4月1日受付分

部局(課室)名	年金局
照会先	年金局総務課 課長補佐 武内(内線3313) 企画係長 占部(内線3316) (代表)03-5253-1111

国民の皆様の声 把握方法別	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	0 件	13 件	0 件	0 件	24 件	0 件	37 件

国民の皆様 の声の 内訳(大分 類)	政策・制度立案への提言	24 件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	6 件
	法令遵守違反に関するもの	0 件
	その他	7 件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	第3号被保険者制度は不公平である。結婚していても共働きであれば厚生年金被保険者として保険料を納付しなければいけないのに、専業主婦にその保険料が回るかと思うと納得がいけないので、3号制度を廃止すべきである。	① ③ ④	公的年金制度は、社会全体での相互扶助の仕組みであり、負担能力に応じた保険料を納めていただくという原則に基づいて、被用者年金制度全体で第3号被保険者の費用を分担しています。ご指摘の点については、新たな年金制度の創設に向けた議論に関する貴重なご意見として承りました。
2	平成7年4月から総報酬制導入まで、賞与から特別保険料という名目で1%の保険料が徴収されているが給付に反映されない取扱いとされている。導入の理由を伺いたい。	①	平成7年から平成15年まで実施されていた特別保険料については、月収に係る保険料の引上げ幅を抑制するとともに、保険料負担を免れるため月収を抑えて賞与を増額する行動を防止するために導入されたものです。これについては給付へ反映しないこととする一方で、その保険料率を1%と低く設定していたことや、その保険料収入については月収に係る保険料と同様、年金給付財源として用いられていることについてご説明しました。
3	昨年11月に障害年金を申請したところ、翌12月に処理に3か月ほどかかる旨の連絡があったので、審査結果は遅くとも今年の4月頃かと考えていたところ、先日、日本年金機構から審査遅延の封書が届いた。封書の内容では、審査結果がいつ頃になるのか不明なので、問い合わせしたところ、審査結果が出るまでにこれから5か月かかるとの回答であった。障害年金を申請してから受給できるかできないかが判断されるまで、9か月あまりかかるという対応は死活問題である。障害年金の申請・受給までのプロセスについて、早急に効率を上げる努力をしてほしい。	②	日本年金機構において、障害厚生年金の審査に時間を要する場合には、審査遅延のお知らせを送付しています。また、日本年金機構では、審査時間の短縮に向けて、4月1日より体制を強化(職員の増員等)し、決定までの審査所要日数の短縮に努めております。
4	20才台は、お金がなく、おまけに知識もなくて、国民年金保険料未納がある。30才代になり余裕が出てきたので支払えるならば支払ってしまいたい。ねんきん定期便に「未納未納未納未納未納…」と書いてあり、悲しくなる。時効があるなんて20代では知るはずもない。期間限定でもいいので支払えるようにしてほしい。	① ②	国民年金保険料を遡って納められる期間を現行の2年から10年に延長するための法案を今国会に提出したこと及びその法案の内容についてご説明しました。

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③政策・制度の改善等を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する、⑤その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
5	私は厚生年金を30数年積み立ててきたが、月の受給額は12万円程度。しかし、生活保護者は月額11万円以上支給され、病院、歯科医院、眼科、あらゆる病気は無料。私は年間5万円以上の診察代や薬代がかかる。それにしても、政治家や、お役所は不公平だと思う。こんなことでは、各年金に加入しないで、食べられなくなったら、生活保護でどうにかしてくれと思うのではないか。私の年金より生活保護者への支給額が総体的に多いのは納得いかないし、これが国民に知れば年金の加入者は激減するのではないか。	① ③ ④	① 公的年金と生活保護は基本的な役割や資力調査の有無などの仕組みが異なることについてご説明するとともに、新年金制度創設に向けた貴重なご意見として承りました。
6	障害年金制度について知らない人もいると思われる。市区町村役場や医療機関から情報提供ができるようにしてほしい。	②	② 障害年金を含む年金制度の広報について、日本年金機構では、市区町村役場にお問い合わせ、福祉担当窓口にて制度周知用リーフレットを4月中旬より置いていただく予定です。ご要望については貴重な意見として承り、日本年金機構とともに情報を共有いたしました。
7	年金事務所においても、第三者委員会においても、脱退手当金を支給していると言われたが、支給された記憶がない。脱退手当金を支給されていないので、早くその分の厚生年金を支払ってほしい。	①	① 年金記録の回復について、第三者委員会で非あつせんとなったものについては、新しい資料が出てきた場合は、再び申立ができることを説明しました。
8	年末に会社を退職し、国民年金に加入した。保険料を納めるのが困難なため、免除を申請したが、納付書が送付されて来た。問い合わせをしたところ、免除は審査中とのこと。問い合わせをする方も答える方も無駄な作業であり、納付書を送付するにも、無駄な税金が使われるので、免除を審査している段階において、納付書を送付しないでほしい。	④	④ 国民年金に加入された方にお送りしている納付書については、その方が免除申請中であっても、結果として免除が承認されない可能性もあることから、承認が確定するまではお送りすることとしています。仮に送付された納付書で保険料を納めていただいた後に免除の承認がなされた場合には、納めていただいた保険料については後日還付されることとなります。ご要望について承り、日本年金機構とともに情報を共有いたしました。
9	こども手当や高校無料化も結構ですが、厚生年金の給付額をもう少し考えてほしい。生活できるレベルまで。今の年金額では生活が出来ない。何年先、何十年先の話ではこの世にいません。	④	④ ご意見の通りに年金額を引き上げることは、現役世代の負担能力との関係で直ちに実施することは困難ですが、新制度創設に向けた貴重なご意見として承りました。
10	年金事務所の電話が繋がらない。	①	① 日本年金機構に、個別のケースについて事実確認をした上で必要な対応を行うよう指導いたしました。

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③政策・制度の改善等を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する、⑤その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	政策統括官(労働担当)
照会先	室長補佐 黒澤 朗(7725) 総務係長 定政紀彦(7717)

平成22年3月26日～4月1日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	0件	8件	0件	0件	0件	0件	8件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	8件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	中央労働委員会地方調整委員の推薦に必要な書類の様式について、お問い合わせがありました。		推薦に必要な書類の様式について説明しました。
2	労働組合法の解釈についてのお問い合わせがありました。 同様の問い合わせが計3件ありました。		労働協約や労働組合法上の使用者の考え方について、丁寧に説明し、ご理解を頂きました。
3	労働契約承継法の解釈についてのお問い合わせがありました。 同様の問い合わせが計4件ありました。		会社分割の際に労働契約を承継する手続きや法律の適用範囲について、丁寧に説明し、ご理解を頂きました。
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票

(参考)

平成22年3月26日～4月1日受付分

部局(課室)名	日本年金機構
照会先	サービス推進部 お客様相談グループ長 高水 徹 菊地 重人 (代表電話)03-5344-1100 (内線3173)

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	3件	322件	5件	0件	40件	0件	370件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	98件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	272件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	平成22年度の国民年金保険料が、引き上げされることが報道されていたが、この不況下で、生活が苦しく、納めることが難しい。もっと保険料を下げるか、国の負担を増やして欲しい。		現行制度の趣旨について詳しく説明をしたうえで、貴重なご意見として承り、厚生労働省へ伝える旨説明しました。
2	退職後の国民年金の免除申請について、制度を知らなかったために退職後すぐに免除申請をしなかった。免除制度を教えてもらい、年金事務所で手続きしようとしたが、さかのぼっての免除申請はできないと説明された。退職や所得が確認できれば、さかのぼって免除申請ができるように制度を改正して欲しい。		現行制度の趣旨について詳しく説明をしたうえで、貴重なご意見として承り、厚生労働省へ伝える旨説明しました。
3	障害年金の請求時に必要な初診日や発病日の証明が取れず、障害年金が請求できない。もっと初診日や発病日の基準や考え方をもっと緩和して、障害年金が請求しやすくして欲しい。		現行制度の趣旨について詳しく説明をしたうえで、貴重なご意見として承り、厚生労働省へ伝える旨説明しました。
4	賞与分の特別保険料制度については、いろいろと報道されている。平成7年4月から平成15年3月までに納付した分についても、年金額に反映できるように制度を改正して欲しい。		現行制度の趣旨について詳しく説明をしたうえで、貴重なご意見として承り、厚生労働省へ伝える旨説明しました。
5	無年金者をなくすように、年金を受取りできる要件の緩和や撤廃を要望します。また、年金として受取りができない場合は、一時金でもらえるように制度を改正して欲しい。		現行制度の趣旨について詳しく説明をしたうえで、貴重なご意見として承り、厚生労働省へ伝える旨説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	年金事務所職員の説明が不十分、事務処理に時間がかかる、態度やマナーが悪く、不愉快な思いをした。(同様なご意見が多数ありました。)		事実確認を行った上で、必要な指導等を行っていきます。 お客様の年金相談に対し、お客様にプラスとなる「もう一言」を心がけます。
7	ねんきん定期便等の年金記録に関する各種通知や案内について、内容がわかりづらいので、もっとわかりやすくしてほしい。		ねんきん定期便の記載内容をわかりやすい言葉に置き換えるなど、お客様に対し、記載内容をわかりやすくするよう、引き続き取り組みを行っていることを説明しました。
8	ねんきんダイヤル(委託先業者)に電話をかけたが、対応したオペレーターからは挨拶もなく、言葉使いも悪かった。その上、的確な回答がなかった。		事実確認を行った上で、必要な指導等を行っていきます。
9	年金再計算(再裁定)による支払いが遅い。高齢で健康面に不安があり、出来るだけ早く支払って欲しい。(同様なご意見が多数ありました。)		複雑な事務処理に精通した職員の集中配置、処理システムの機能強化等により、事務処理体制の強化に取り組み、早く支払いできるように努力してまいります。
10	会社を退職し、国民年金の加入手続きをしたが、事務処理が遅いため、国民年金保険料の納付書が手元に届くまで時間がかかり過ぎる。記録漏れにならないか心配である。もっと早く事務処理をできるようにしてほしい。		事務処理体制の強化に取り組み、早く事務処理ができるように努力してまいります。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。